**＜****処分業及び収集運搬業（積替え保管を含む。）許可の事前協議手続の概要＞**

法人の合併・分割・事業譲渡に伴う新規許可及び変更許可の場合は事前協議を省略します（事業内容に変更がない場合に限ります。）

詳細については、産業廃棄物指導課審査担当にお問い合わせください。

①　事業計画者は新規許可及び変更許可申請に先立ち、計画書を提出する。

②　県は計画書の内容等について審査を行い、審査結果等をまとめた通知文書（以下「審査結果通知」という。）を事業計画者に送付する。

③　事業計画者は周辺住民等に事業計画の内容の説明等を行う。

④　事業計画者は審査結果通知で県に求められた措置を講じ、次のア又はイに該当する場合は、処理施設設置協議書（以下「協議書」という。）を提出する。

　ア　収集運搬業（積替え保管を含む。）に関する事業計画

　　　積替え保管を除く許可から含む許可への変更の場合

　イ　処分業に関する事業計画

　　　中間処理施設を設置する場合

⑤　処理施設設置協議について県の承認を受けた後、事業計画者は処理施設の設置等を行い、処分業又は収集運搬業（積替え保管を含む。）許可申請書（以下「申請書」という。）を県に提出する。

　　協議書の提出を要しないため申請書を提出する場合は、処理施設等を設置した上で、申請書を提出する。

⑥　県の審査により許可基準を満たしていることが確認できた場合は許可処分を行い、許可証が事業計画者に交付される。

**表　処分業及び収集運搬業（積替え保管を含む。）許可の事前協議手続について**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **許可の内容** | **隣地****同意** | **計画書** | **周辺****同意** | **処理施設****設置協議** | **申請書** |
|  **新規** **許可** | 要 | 要 | 要 | 要 | 要 |
|  | 法人の合併・分割・事業譲渡に伴う | **不要** | **不要** | **不要** | **不要** | 要 |
|  **変更** **許可** | もの（事業内容に変更がない場合） |
| ①　事業場の追加・拡大②　積保除くから含むへの変更 | 要 | 要 | 要 | **・中間処理施設****の設置****・積保除くから****含むへの変更****の場合のみ****必要** | 要 |
|  | 　事業場の拡大等(①、②の変更)がなく、次の③～⑥の変更のみの場合③　取り扱う産廃の種類の追加④　処分方法の追加・変更⑤　中間処分業の処理能力増大⑥　収運業の保管能力増大 | **不要** | 要 | **説明会で****代用可※** | 要 |
| 工専に立地 | 不要 | 要 | 説明会 | 　 | 要 |

※　周辺環境への影響が大きい施設（焼却施設、発酵施設、最終処分場等）を

　設置又は変更する場合は、説明会開催ではなく周辺同意の取得に限る。